別表六(五の三)の記載要領中「第２条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成21年旧法人税法」という。）第69条第８項（外国子会社の配当等に係る外国税額の控除）の規定の適用を受ける場合若しくは平成21年改正法」を「平成21年旧法人税法第69条第８項」を「平成21年改正法第２条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成21年旧法人税法」という。）第69条第８項（外国子会社の配当等に係る外国税額の控除）」に改め、「平成21年旧法人税法第81条の15第８項（連結法人に係る外国子会社の配当等に係る外国税額の控除）の規定の適用を受ける場合若しくは」を削り、「とされる平成21年旧法人税法第81条の15第８項」の次に「（連結法人に係る外国子会社の配当等に係る外国税額の控除）」を加える。

別表六(六)付表の記載要領第二号及び別表六(七)の記載要領第五号中「第42条の12」を「第42条の11」に改める。

別表六(七)の記載要領第二号中「第27条の５第13項」を「第27条の５第12項」に改め、同第四号中「第42条の12」を「第42条の11」に改める。

別表六(十一)の記載要領第五号中「第42条の12」を「第42条の11」に改める。

別表六(十四)の表中「事業基盤強化設備を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書」を「事業基盤強化設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書」に、

差引改定取得価額又は((7)−(8))×35/100

を

差引改定取得価額 (7)−(8)

に、

取得価額の合計額 ((9)の合計)	12	

を

取得価額の合計額 ((9)の合計)	12	内

に改め、同表の記載要領第１号中「又は」を「若しくは」に、「事業基盤強化設備」を「事業基盤強化設備等」に改め、「特別控除）」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）第18条の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「平成22年旧措置法」という。）第42条の７第２項、第３項若しくは第５項（事業基盤強化設備を取得した場合等の法人税額の特別控除）」を加え、同第五号中「第42条の12」を「第42条の11」に改め、同号を同第六号とし、同第四号中「第27条の７第12項」を「第27条の７第13項」に改め、同号を同第五号とし、同第三号を削り、同第二号を同第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

４　「取得価額の合計額（(9)の合計額）　(12)」の欄の内書には、租税特別措置法第42条の７第２項に規定する適用対象事業基盤強化設備等の取得価額の合計額のうちに同条第１項に規定する情報基盤強化設備等がある場合に、当該情報基盤強化設備等の「(9)」の金額の合計額を記載すること。

別表六(十四)の記載要領第一号の次に次の一号を加える。

２　平成22年旧措置法第42条の７第２項又は第３項の規定の適用を受ける場合には、「(1)」の欄の上段に「（旧法）」と記載すること。

別表六(十七)の記載要領第五号及び別表六(十八)の記載要領第五号中「第42条の12」を「第42条の11」に改める。